



【開催日時】

2025年12月19日（金曜日）
午前11時（受付開始：午前10時半）

【開催場所】

東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー 4階 RoomD・E
ベルサール東京日本橋

※本年より会場が変更となっておりますので、ご
注意下さいますようお願い申し上げます。末尾
の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

【目次】

招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	25
連結計算書類	47
計算書類	60
監査報告書	69

第9回 定時株主総会 招集ご通知

株式会社アンビスホールディングス

証券コード：7071

(証券コード 7071)

2025年12月2日

(電子提供措置の開始日 2025年11月27日)

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目6番1号

株式会社アンビスホールディングス

代表取締役 CEO 柴 原 慶 一

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第9回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://ir.amvis.com/ja/ir/stock/meeting.html>)



また、上記のほか、インターネット上下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記のウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コード(7071)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年12月18日(木曜日)午後6時までに到着するようご送付くださるか、議決権行使サイト(アドレス:<https://evote.tr.mufg.jp/>)より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年12月19日（金曜日）午前11時（受付開始：午前10時半）
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー4階 RoomD・E ベルサール東京日本橋
※本年より会場が変更となっておりますので、ご注意ください
ますようお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第9期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査
役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |
| 第5号議案 | 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与
のための報酬改定の件 |

以 上

【感染症等に関するお知らせ】

- ・感染症拡大防止のため、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施の上で開催させていただきます。
- ・会場入り口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りさせていただく場合もございます。
- ・株主総会の運営スタッフにおいては、マスクを着用の上、対応させていただく場合がございます。ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主様ではない代理人あるいは同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます（ただし、お体の不自由な株主様の同伴の方、盲導犬、聴導犬及び介助犬等をご入場いただけます）。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（アドレス：<https://www.amvis.com>）においてお知らせいたします。

議決権の行使方法のご案内

当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年12月19日(金曜日)
午前11時[受付開始:午前10時半]

当日ご欠席の場合

郵送により議決権を行使する場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年12月18日(木曜日)
午後6時到着分まで

インターネットによる議決権行使の場合



次ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2025年12月18日(木曜日)
午後6時まで

インターネットによる議決権行使のご案内



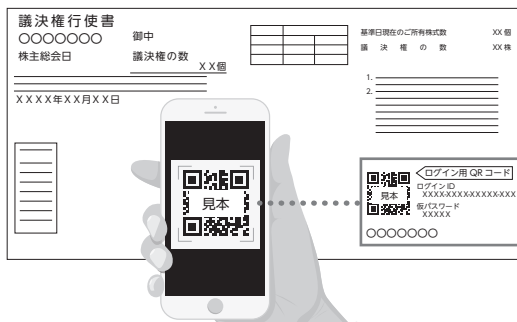
インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスし、賛否をご入力ください。

行使期限 **2025年12月18日(木曜日)午後6時まで**

QRコードを読み取る方法

「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「QRコード」を読み取ってください。



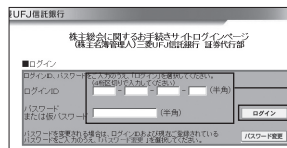
※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインができない場合があります。
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID」及び
「仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

※パソコンで表示した場合の画面イメージの一部です。

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください

ご注意事項

- (1) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益配分を重要な経営課題として捉え、医心館事業及びその周辺領域への事業展開と経営基盤の強化を図るための内部留保資金を確保しつつ、安定的な株主配当を基本とし、市場環境、規制動向、財務健全性等を総合的に勘案し、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

上記基本方針に基づき慎重に検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、中長期的には株主総利回りを重視し、成長ステージの変化に関わらず安定した利回り提供を企図しております。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円 総額 390,135,372円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年12月22日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、当社の経営体制及び経営監督機能の強化を図るため、新たに取締役及び社外取締役各1名を増員することとし、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案が原案どおり承認可決されますと、当社取締役7名のうち、社外取締役は4名となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		現在の地位及び担当	取締役会出席回数	
1	再 任	しば はら 柴 原	けい いち 慶 一	代表取締役 CEO	24 / 24
2	新 任	さい た 税 田	こう すけ 紘 輔	医療部第一部長	—
3	再 任	やま ぐち 山 口	しん ご 真 吾	取締役 管理本部本部長	24 / 24
4	再 任	社 外 うし ごめ 牛 込	のぶ たか 伸 隆	取締役	24 / 24
5	再 任	社 外 やま だ 山 田	つよ し 剛 史	取締役	24 / 24
6	再 任	社 外 ほん だ 本 多	のり え 則 恵	取締役	24 / 24
7	新 任	社 外 にし やま 西 山	まさ のり 正 徳	—	—

候補者番号

1

しば

はら

けい

いち

柴原 慶一

再任

生年月日

1964年10月9日



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2013年8月 社会福祉法人感謝の心設立 理事長
2013年9月 医療法人福慈会継承 理事長
2013年9月 株式会社アンビス設立 代表取締役（現任）
2015年6月 株式会社医心設立 代表取締役
2016年10月 当社設立 代表取締役（現任）
2020年3月 株式会社明日の医療設立 代表取締役（現任）

所有する当社の株式の数

8,520,300株

取締役在任期間

9年2か月

取締役会出席回数

24／24回（100％）

取締役候補者とした理由

同氏は創業者であり、創業以来代表取締役を務め、当社グループの経営を統括する立場で、当社グループの成長を牽引してきました。当社グループの主力事業である医心館事業における豊富な知見を有し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する適切な役割を果たしており、同氏の経験等を当社グループの経営の管理・監督に活用していただくことが期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

2

さい

た

こう

すけ

税 田 紘 輔

新 任

生年月日

1989年1月18日



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2013年4月 NTT東日本関東病院 入職
2015年4月 東京大学医学部附属病院 入職
2016年4月 新東京病院 入職
2017年4月 国立がん研究センター中央病院 入職
2019年4月 東京大学医学部附属病院 入職
2023年6月 当社 入社 医療部部長（現 医療部第一部長）（現任）

所有する当社の株式の数

6,100株

取締役在任期間

—

取締役会出席回数

—

取締役候補者とした理由

同氏は、医師として、新東京病院、国立がん研究センター中央病院及び東京大学医学部附属病院等にて臨床に従事し、医師としての深い見識を有するほか、当社医療部第一部長として、当社グループの主力事業である医心館事業や医療支援事業における事業計画の策定業務等を多数経験するなど、会社及び病院等の経営に関する豊富な知見を有し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する適切な役割を果たしております。同氏の経験等を当社グループの経営の管理・監督に活用していただくことが期待できるものと判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

やま

ぐち

しん

ご

山 口

真 吾

再 任

生年月日

1972年12月7日



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年1月 弁護士法人ITJ法律事務所 入所
2006年12月 株式会社CSK証券サービス 入社（現 株式会社SCSK）
2013年12月 株式会社ゼネラル 入社
2018年4月 当社入社 事業支援部部長
2019年11月 当社 執行役員
2019年12月 当社 取締役管理本部本部長（現任）
2020年7月 株式会社明日の医療 取締役（現任）
2021年12月 株式会社アンビス 取締役（現任）

所有する当社の株式の数

463,600株

取締役在任期間

6年

取締役会出席回数

24／24回（100％）

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたる企業法務の経験を有し、管理部門での業務経験を経て、コンプライアンス及びリスクマネジメント体制の整備・運用に貢献してきました。これまでも当社の取締役として、積極的に意見・提言等を行い、当社グループの企業価値の向上に貢献してきました。かかる実績を踏まえ、今後も同氏の経験等を当社グループの経営の管理・監督に活用していただくことが期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

4

うし

ごめ

牛 込

のぶ

たか

伸 隆

再 任

社 外

生年月日

1964年9月4日



所有する当社の株式の数

0 株

社外取締役在任期間

6 年11 か月

取締役会出席回数

24 / 24 回 (100 %)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年7月 自治省（現 総務省）入省
1995年7月 自治大学校 教授
1996年4月 東京窯業株式会社 入社 営業開発本部長
1997年6月 同社 取締役営業開発本部本部長
1998年10月 同社 取締役営業本部副本部長
2001年6月 同社 常務取締役営業本部長
2004年6月 同社 専務取締役営業本部長
2005年6月 TYKアメリカ INC. 代表取締役会長（現任）
2005年6月 明智セラミックス株式会社 代表取締役社長（現任）
2005年6月 株式会社ユーセラミック 代表取締役社長（現任）
2005年6月 株式会社水野セラミックス 代表取締役社長（現任）
2005年6月 豊栄興業株式会社 代表取締役社長（現任）
2005年6月 東京窯業株式会社 代表取締役社長（現任）
2019年1月 当社 取締役（社外）（現任）
2022年6月 中部鋼板株式会社 取締役（社外）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、東証スタンダード市場上場企業である東京窯業株式会社の代表取締役として、企業経営全般に関する豊富な経験と深い見識を有しており、取締役会等において、当社グループの経営に対する積極的な意見及び提言を行っております。かかる実績を踏まえ、今後も同氏の経験等を当社経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

5

やま

だ

つよ

し

山田

剛史

再任

社外

生年月日

1988年7月6日



所有する当社の株式の数

0株

社外取締役在任期間

4年

取締役会出席回数

24／24回（100％）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2013年12月 株式会社Link-U 取締役技術開発部長
2017年10月 同社 取締役 CT0 兼技術開発部長
2018年4月 同社 取締役 CT0 兼第一事業部長
2021年1月 同社 取締役 CT0 兼国内事業本部長兼事業推進部長
2021年12月 当社 取締役（社外）（現任）
2022年2月 株式会社Link-U 取締役 CT0 兼第一事業部長兼技術研究室長
2023年12月 株式会社Link-U Technologies 代表取締役 CEO
2024年3月 Link-Uグループ株式会社 取締役
2024年3月 株式会社Link-U Technologies 事業統括
2024年8月 同社 取締役 CT0（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、東証プライム市場上場企業であるLink-Uグループ株式会社の前身である株式会社Link-Uの創業者の1人であり、取締役として企業経営全般に関する豊富な経験と深い見識及びIT企業の経営経験を有していることから、同氏の経験等を当社経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

ほん

だ

のり

え

本 多

則 恵

(現姓：岸本)

再 任

社 外

生年月日

1963年9月2日



所有する当社の株式の数

0 株

社外取締役在任期間

2 年

取締役会出席回数

24 / 24 回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 労働省（現 厚生労働省）入省
労働省職業能力開発局能力開発課企画室
1977年7月 厚生労働省総合政策・政策評価審議官
2018年7月 厚生労働省大臣官房審議官（雇用環境・均等、子ども家庭担当）
2020年8月 厚生労働省国際労働交渉官
2021年7月 厚生労働省大臣官房審議官（社会・援護、人道調査担当）
2023年7月 厚生労働省を退職
2023年11月 一般社団法人 LGBT 法連合会 相談役（現任）
2023年12月 当社 取締役（社外）（現任）
2024年5月 一般社団法人成年後見普及協会 理事（現任）
2025年4月 日本司法支援センター 理事（現任）
2025年6月 飯田グループホールディングス株式会社 取締役（社外）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、厚生労働省において労働分野を中心に活躍し、現在のパワハラ対策の原型となる方針を策定するなど、多大な功績を残しており、法制度を含む労働分野全般における豊富な知見を有しております。当社グループが、今後さらに発展し、経営の独立性を維持しつつも国の果たすべき機能の一部を担う会社となることを目標としているところ、その専門的知見及び人脈を活かし、当社経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としたしました。

候補者番号

7

にし

やま

まさ

のり

西山

正徳

新任

社外

生年月日

1950年9月18日



所有する当社の株式の数

0株

社外取締役在任期間

—

取締役会出席回数

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月 国立久里浜療養所 入職
1981年4月 厚生省（現 厚生労働省）入省（公衆衛生局精神衛生課）
1996年8月 厚生省保険局医療課企画官
1999年7月 厚生省老人保健局老人保健課長
2002年7月 厚生労働省保険局医療課長
2004年7月 防衛庁衛生参事官
2006年7月 厚生労働省技術統括審議官
2007年7月 厚生労働省健康局長
2009年10月 株式会社国際医療戦略研究所 代表取締役（現任）
2010年7月 一般社団法人メディカル・プラットフォーム・エイシア
代表理事（現任）
2017年9月 医療法人吹明会 理事長（現任）
2020年12月 株式会社グロー・エイジング 代表取締役（現任）
2021年4月 学校法人湘南鎌倉医療大学 理事（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、厚生労働省において、保険局医療課長として急性期入院医療を対象とした診療報酬の包括評価制度（DPC）の企画・導入及び中央社会保険医療協議会の調査専門組織の新設を主導するなど、多大な功績を残しており、また、一般社団法人メディカル・プラットフォーム・エイシアの代表理事及び株式会社国際医療戦略研究所の代表取締役を務めるなど、国内外の医療分野における豊富な経験と深い見識を有しているため、適任であると判断し、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 柴原慶一氏は、現在当社の子会社等である株式会社アンビス及び株式会社明日の医療の代表取締役を兼務しています。
2. 柴原慶一氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 山口真吾氏は、現在当社の子会社等である株式会社アンビス及び株式会社明日の医療の取締役を兼務しています。
4. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 牛込伸隆氏、山田剛史氏、本多則恵氏、西山正徳氏は社外取締役候補者であります。
6. 当社は牛込伸隆氏、山田剛史氏、本多則恵氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、西山正徳氏の選任が承認された場合は、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。
8. 当社は、牛込伸隆氏、山田剛史氏、本多則恵氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、西山正徳氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
9. 本多則恵氏は、婚姻により岸本姓となりましたが、旧姓の本多で職務を執行しております。
10. 牛込伸隆氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって6年11か月となります。
11. 山田剛史氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
12. 本多則恵氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 荒井亮二氏は、本定時株主総会終結のときをもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名		現在の地位	監査役会出席回数
新任	社外 はな だ 花 田	—	—
	たく や 拓 也		

はな だ たく や
花 田 拓 也

新任 社外

生年月日
1970年7月21日



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1998年10月 中央監査法人 入所
2007年8月 野村證券株式会社 入社（大阪公開引受部配属）
2013年7月 同社（引受審査部配属）
2023年11月 HGC合同会社 設立 代表社員（現任）
2023年12月 シーラテクノロジーズ株式会社 執行役員管理本部長
2024年1月 同社 執行役員 CF0 管理本部長
2024年8月 マスターピース・グループ株式会社 執行役員 CF0

所有する当社の株式の数

0 株

社外監査役在任期間

—

監査役会出席回数

—

社外監査役候補者とした理由

同氏は、公認会計士として国内の多数の上場企業の法定監査やアドバイザリー業務を経験しているほか、シーラテクノロジーズ株式会社執行役員CF0管理本部長及びマスターピース・グループ株式会社執行役員CF0を歴任し、また、自らが代表社員を務めるHGC合同会社を経営するなど、経理・総務・情報システムなどのコーポレートガバナンスやコンプライアンス全般にかかる豊かな幅広い経験と見識を有しているため、適任であると判断し、社外監査役候補者としていたしました。なお、同氏は当社及び当社の子会社並びに当社及び当社の子会社の取締役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

- (注) 1. 花田拓也氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 花田拓也氏は社外監査役候補者であります。
3. 花田拓也氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. 会社役員に関する事項(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。候補者が監査役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。
5. 当社は、花田拓也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

【ご参考】取締役及び監査役のスキル・マトリックス

第2号議案及び第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合の取締役・監査役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

	氏名	経営 戦略	財務 会計	人事 労務	法務 コンプライ アンス	サステナビ リティ E S G	I T
取締役	柴原 慶一	●	●				
	税田 紘輔	●	●				
	山口 真吾		●	●	●		
	牛込 伸隆	●				●	
	山田 剛史	●					●
	本多 則恵			●	●	●	
	西山 正徳	●			●		
監査役	菅原 貴弘	●					●
	阿部信一郎	●			●	●	
	花田 拓也		●	●	●		

(注) 上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有する全ての知見を表すものではありません。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬等の額は、2023年12月22日開催の定時株主総会において、年額250百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、外部の法人・団体等における豊富な実務経験や多大な功績を有する人材など、今後も、多様な人材を社外取締役候補者として迎えることを可能とするべく、取締役の報酬等の額については年額250百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）とさせていただきたいと存じます。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、取締役候補者の増員に伴い、取締役の報酬等限度額を改定するものです。また、当社は2024年1月22日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告「3. 会社役員に関する事項（4）取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。本議案の内容は当該方針に沿うものであり、相当なものであると判断しております。

また、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役は7名（うち社外取締役は4名）となります。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2023年12月22日開催の定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、第4号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額250百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）となります。そして、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2023年12月22日開催の定時株主総会において上記の報酬枠とは別枠でご承認いただいております、対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数（年間50,000株以内）及びその報酬の総額（年額150百万円以内）を、普通株式の総数は年間200,000株以内、その報酬の総額は年額150百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間200,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額150百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営

業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

現在の対象取締役は2名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします。

- （1）対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- （2）対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- （3）当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記（1）に定める地

位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（２）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（１）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- （４）当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（３）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- （５）当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- （６）上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- （７）上記（６）に規定する場合においては、当社は、上記（６）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役が企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与するものです。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は事業報告「3. 会社役員に関する事項（4）取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2025年9月末日時点）に占める割合は約0.20%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社子会社の取締役に対し、譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以上

事業報告

(2024年10月1日から
2025年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、緩やかな回復基調が続いておりますが、海外経済の減速懸念や為替変動、地政学的リスクなどが依然として景気の下押し要因となっております。物価上昇や国際情勢の不確実性、金融資本市場の変動等の影響にも引き続き注視が必要な状況にあります。

このような不透明な経済環境のもと、医療・介護業界においても、原材料や資源・エネルギー価格の高騰が長期化する中、人件費等のコスト上昇も相まって、事業者の経営環境は引き続き厳しい状況にあります。直近では休廃業件数が過去最多水準に達しており、業界全体としても依然として厳しい状況が続いております。

このような環境下、当社グループは下記施策を通し、物価高等の影響を受けながらも引き続きオペレーションを磨き上げ、末期がん患者を含む終末期の入居者を受け入れることで、責任あるターミナルケアを実践してまいりました。

■末期がん患者を中心とする医心館の展開を推進

医心館は、終末期医療に特化した看護体制を備えた在宅医療のプラットフォームとして機能しており、入居者の過半数が末期がん患者になります。そして、最後まで責任ある医療的ケアを行った結果、病院に搬送することなく医心館で最期を迎える方の割合は非常に高い水準に至りました。一方で、非がん患者や、重度ケアを必要とする事故後や先天異常の若年者（40歳未満の介護保険非対象者）も積極的に受入れ、在宅医療のセーフティーガードとなることを志向しています。

■首都圏エリアのドミナント展開の継続

当社グループは医心館の開設・運営を推進するに当たり、高齢者人口当たり療養病床数など様々な医療資源が乏しく、切迫度の高い東日本から展開する方針としています。

一方で、首都圏は高齢者人口の増加とともに、医療依存度が高く適切な療養先の確保が必要な方々が急増している問題が生じております。当社グループはこの問題にいち早く対応するため、首都圏におけるドミナント展開を加速し、当連結会計年度は東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県において9事業所を開設いたしました。

この結果、新たに29事業所を開設、1事業所を増床、2事業所を閉設し、多くの方々に医心館をご利用いただくことができました。全国の医心館は2025年9月末時点で130事業所、定員6,706名を数えるに至りました。

■インフレへの適時適切な対応

木材、エネルギー資源、事業所で使用する物品等のインフレの影響を踏まえ、2023年度に入居費の改定を実施しました。当該改定により、必要なケアを継続的に提供できる体制を維持しています。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの経営成績は、売上高49,174百万円（前連結会計年度比15.8%増）、EBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額＋株式報酬費用）8,966百万円（前連結会計年度比28.2%減）、営業利益6,162百万円（前連結会計年度比41.9%減）、経常利益6,343百万円（前連結会計年度比39.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,660百万円（前連結会計年度比50.8%減）となりました。

なお、当社グループは、医心館事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は11,972百万円であります（建設仮勘定を除く本勘定受入高ベース、無形固定資産を含み、リース資産及び資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額を除く）。これは主に、新規開設にかかる建物及び土地の取得であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、設備投資等を目的とした11,979百万円の借入による資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「世界で最もエキサイティングな医療・ヘルスケアカンパニーへ」をビジョンに掲げ、「志とビジョンある医療・ヘルスケアで社会を元気に幸せに」をミッションとしています。医療過疎地をはじめとした「地域」の医療を強化再生するプラットフォーマーとして、またパイオニアとして、好循環を維持強化するための各種戦略を選択できる競争優位と先駆者の優位性をもって、安定的かつ持続的な成長、そして長期的利益へとつなげることを目的としております。このために、既存の医心館事業を一層深耕し、業務効率を改善させ、人材の採用や教育に注力していくなど、積極的な事業展開を図ります。

これらを実現するための当社グループの対処すべき課題は以下のとおりと考えております。

① サステナビリティ経営の推進

当社グループは、企業活動及びステークホルダーへのインパクトの観点から、優先的に取り組むべき重要課題として、以下のマテリアリティを特定いたしました。CSR担当役員及びESG推進委員会を中心にこれらの課題に取り組むことで、社会に対する継続的な貢献と当社の企業価値向上の両立を目指していきます。

(a) 医療の地域間格差のない社会の実現

(b) 自然と調和したオペレーションの実現

- (c) ひとりひとりが生き生きと働ける職場の実現
- (d) 社会・地域からのさらなる信頼獲得の実現

また、企業のESGリスクとリスク管理能力を総合的に評価するESG投資の世界的指標であるMSCI ESGレーティングにおいて、当社グループはAA評価を獲得しており、外部機関からも一定の評価を得ております。今後もマテリアリティに沿ったESGの取り組み及び開示を強化することで、高い外部評価の維持・改善を企図しております。

当社グループのサステナビリティに対する取り組みの状況は、当社ウェブサイトにて開示しています。

<サステナビリティ>

<https://www.amvis.com/sustainability/>

② 医心館事業の持続的成長と運営基盤の強化

当社グループは、引き続き医心館事業を中核として事業運営を推進し、展開地域においてより厚い信頼を獲得し維持することを目指しております。

今後は、運営品質や人材育成、地域医療機関との連携強化など、質的成長を重視する一方で、地域の医療ニーズや市場環境を踏まえた選択的かつ持続的な事業拡大にも努めてまいります。

③ 事業ポートフォリオの基本方針と見直し

現在の当社グループは医心館事業の単一セグメントから構成され、当社グループの業績は当該市場環境の影響を強く受けるものと考えております。当社グループでは、医心館事業とのシナジー効果を図りつつ、医療機関及び介護施設の経営に関するコンサルティング等を目的とした連結子会社「株式会社明日の医療」による事業ポートフォリオの多様化に取り組み、特定環境の影響を過度に受けないための施策に注力しております。地域マーケティング、病院や施設機能の明確化、コスト管理、組織づくり、多職種連携などのノウハウを活かし、医療法人の経営をサポートすることで、医療法人の経営再建だけでなく、在宅医療を含めた地域医療全体の活性化にも寄与できるものと考えております。今後も当社グループのノウハウを活かすことのできる医療機関への積極的な支援

を通じて、事業ポートフォリオの多様化に取り組む方針です。

④ 財務健全性の確保

当社グループが今後も持続的に医心館事業を運営・展開していくためには、財務健全性の維持が不可欠であるため、着実な利益剰余金の積み上げとキャッシュ・フローの創出、有利子負債の管理を通じて財務基盤の強化に取り組んでまいります。当社グループは、自己資本比率の目安を30%と定めておりますが、2025年9月末時点において、43.0%と目安を十分に上回る強固な財務基盤を維持しております。また、自己資本比率以外にNet Debt/EBITDA倍率を参照しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第6期 2022年9月期	第7期 2023年9月期	第8期 2024年9月期	第9期(当期) 2025年9月期
売 上 高 (百万円)	23,072	31,985	42,475	49,174
経 常 利 益 (百万円)	6,060	8,541	10,551	6,343
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,279	6,310	7,438	3,660
1株当たり当期純利益 (円)	44.03	64.44	75.86	37.52
総 資 産 (百万円)	41,767	55,559	71,799	83,947
純 資 産 (百万円)	20,458	26,523	33,212	36,132
1株当たり純資産額 (円)	209.12	270.56	339.39	370.46

- (注) 1. 2022年1月1日付で普通株式1株につき2株、2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第6期の期首から適用しており、第6期以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第6期 2022年9月期	第7期 2023年9月期	第8期 2024年9月期	第9期(当期) 2025年9月期
営業収益 (百万円)	3,145	5,269	9,403	8,248
経常利益 (百万円)	1,081	2,232	5,173	2,279
当期純利益 (百万円)	1,069	2,199	5,125	2,142
1株当たり当期純利益 (円)	11.00	22.47	52.27	21.97
総資産 (百万円)	26,489	33,179	49,324	57,783
純資産 (百万円)	13,210	15,164	19,540	20,956
1株当たり純資産額 (円)	135.03	154.69	199.68	214.86

(注) 1. ① 企業集団の財産及び損益の状況(注) 1を参照ください。

2. ① 企業集団の財産及び損益の状況(注) 2を参照ください。

3. ① 企業集団の財産及び損益の状況(注) 3を参照ください。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社アンビス	10 百万円	100 %	居宅サービス、訪問看護・訪問介護事業及びそれらに付随する業務
株式会社明日の医療	90 百万円	100 %	医療機関・介護事業所の経営に関する調査、助言及びコンサルティング業務

(7) 主要な事業内容（2025年9月30日現在）

当社グループの中核事業は、ホスピス事業であります。当社グループでは、有料老人ホーム等「医心館」事業所内における訪問看護、訪問介護、居宅介護支援及び障害者を対象とした居宅介護といった各種サービスの提供と事業所運営により、ホスピス事業を行うことを「医心館事業」と称し、現在のところ当社グループの主軸事業となっております。

(8) 主要な営業所 (2025年9月30日現在)

本社：東京都中央区京橋一丁目6番1号

事業所 (医心館) 一覧

所在地	事業所名
北海道	東札幌、琴似
青森県	八戸、青森、弘前
岩手県	盛岡Ⅰ・Ⅱ、盛岡Ⅲ、北上、ホスピス西城Ⅰ・Ⅱ
宮城県	仙台長町、仙台八乙女
秋田県	秋田
山形県	山形、山形Ⅱ
福島県	福島
東京都	成増、経堂、瑞江、平和台、仙川、大森、八王子、大井町、西永福、西荻窪、目白、両国、亀戸、高田馬場、祖師谷、上板橋、中村橋、東小金井
神奈川県	横浜都筑、横浜立場、東戸塚、新横浜、上大岡、湘南台、小田原、金沢文庫、本厚木、大和、菊名、横浜中山、藤沢、相模原、海老名、日吉、平塚
千葉県	流山おおたかの森、蘇我、柏、南流山、稲毛、千葉駅前、西船橋、佐倉、市原、木更津
埼玉県	南浦和、浦和美園、北浦和、武蔵浦和、川越、越谷、上尾、東大宮、春日部、鶴ヶ島、久喜、南越谷、熊谷、小手指、所沢、鴻巣
茨城県	水戸、つくば、つくばⅡ、ひたちなか
栃木県	宇都宮、宇都宮Ⅱ
長野県	長野
新潟県	新潟、新潟Ⅱ、上越、新潟Ⅲ、上越Ⅱ
石川県	金沢、金沢Ⅱ
富山県	高岡、富山
愛知県	あま、本陣、八事南山、安城、大曾根、豊田、一宮、千種、豊橋、岡崎
静岡県	浜松、静岡、富士、沼津、静岡Ⅱ、藤枝、三島 ※浜松増床
三重県	名張Ⅰ・Ⅱ、四日市Ⅱ、ふくにし
岐阜県	岐阜、多治見、大垣、関中央

所在地	事業所名
大阪府	豊中
和歌山県	和歌山
滋賀県	南草津
兵庫県	加古川、王子公園
岡山県	岡山、倉敷
広島県	広島横川
鳥取県	米子
香川県	高松
愛媛県	松山
福岡県	六本松
大分県	大分
宮崎県	宮崎
合計	130事業所

(9) 従業員の状況 (2025年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数		前連結会計年度末比増減	
5,135	(506) 名	1,089 名増	(83) 名減

(注) 従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。臨時雇用者（パートタイマー及び嘱託社員を含み、人材会社からの派遣社員を除く）については年間の平均人員数（1日8時間換算）を（）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数		前事業年度末比増減	
142	(9) 名	28 名増	(-) 名

(注) 従業員数は当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。臨時雇用者（パートタイマー及び嘱託社員を含み、人材会社からの派遣社員を除く）については年間の平均人員数（1日8時間換算）を（）外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	8,691 百万円
株式会社みずほ銀行	7,584 百万円
株式会社三井住友銀行	2,802 百万円
株式会社りそな銀行	2,461 百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年9月30日現在）

- （１）発行可能株式総数 320,000,000株
（２）発行済株式の総数 98,112,000株（自己株式578,157株を含む）
（３）株主数 12,928名
（４）大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社IDEA Capital	51,662,000	52.97
柴原 慶一	8,520,300	8.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	5,383,900	5.52
BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC/MAYBANK CLT ASET 30E-0B	1,831,000	1.88
東京短資株式会社	1,170,000	1.20
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,080,400	1.11
UBS AG LONDON ASIA EQUITIES	964,199	0.99
JPモルガン証券株式会社	869,121	0.89
DBS BANK LTD. 700104	609,500	0.62
佐護 勝紀	600,000	0.62

（注）持株比率は、自己株式を控除して算定しております。

- （５）当事業年度中に当社の会社役員（会社役員であった者を含む。）に対して職務執行の対価として交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	42,100株	2名

（注）当社の株式報酬の内容については、「3.（４）取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年9月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 CEO	柴原 慶一	株式会社アンビス 代表取締役 株式会社明日の医療 代表取締役
取締役	山口 真吾	管理本部本部長 株式会社アンビス 取締役 株式会社明日の医療 取締役
取締役	牛込 伸隆	東京窯業株式会社 代表取締役社長 TYKアメリカINC. 代表取締役会長 明智セラミックス株式会社 代表取締役社長 株式会社ユーセラミック 代表取締役社長 株式会社水野セラミックス 代表取締役社長 豊栄興業株式会社 代表取締役社長 中部鋼鈑株式会社 社外取締役
取締役	山田 剛史	株式会社Link-U Technologies 取締役 CTO
取締役	本多 則恵	一般社団法人LGBT法連合会 相談役 一般社団法人成年後見普及協会 理事 日本司法支援センター 理事 飯田グループホールディングス株式会社 社外取締役
常勤監査役	荒井 亮二	
監査役	菅原 貴弘	株式会社エルテス 代表取締役 株式会社AIK 取締役 株式会社エルテスキャピタル 代表取締役 gooddaysホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社JAPANDX 取締役 株式会社NextNinja 社外取締役
監査役	阿部 信一郎	霞ヶ関国際法律事務所 弁護士 中央大学法科大学院 客員教授 国土館大学法学研究科 客員教授

- (注) 1. 取締役 牛込伸隆氏、山田剛史氏及び本多則恵氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 荒井亮二氏、菅原貴弘氏及び阿部信一郎氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 牛込伸隆氏、山田剛史氏及び本多則恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査役 荒井亮二氏、菅原貴弘氏及び阿部信一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役 松尾信吉氏は、2024年12月20日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役、執行役員及び子会社取締役、執行役員の地位にあるものであり、被保険者は保険料を負担しておりません。

なお、背信行為、犯罪行為、詐欺行為又は法令等に違反することを認識して行った行為に起因する場合等、保険契約上一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年1月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

(a) 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

当社は、企業価値の持続的な向上を図る責務があることをより一層明確にし、業績向上へのインセンティブを高めるため、固定報酬としての基本

報酬に加え、株主利益と連動した報酬体系とするべく、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成することとしております。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、業績連動報酬等の導入による監督機能への支障が生じるのを避けるため、基本報酬のみを支払うこととしております。

(b) 取締役の個人別の報酬等のうち、次の事項の決定に関する方針

(i) 個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額又は算定方法に関する方針

基本報酬で構成し、基本報酬については、役位及び職責等により号別に定める額を基に、株主総会で決議された総額の範囲内において、諮問機関である指名報酬委員会で審議を実施し、取締役会決議により決定することとしております。

(ii) 業績連動報酬等の内容及び額又は算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等については、経営指標の一つとしてより重視しているEBITDAを指標とし、各取締役の前年度の業績に応じたポイントをもとに以下の算式により算出した業績連動報酬とし、12分割した金額を、基本報酬に加えて毎月支給することとしております。ただし、新任取締役は、今年度の期待される業績に応じたポイントとすることとしております。また、短期の業績のみならず中長期的な企業価値最大化に向けたサステナビリティへの取り組みのインセンティブとなるよう、「グループESGへの取り組み」も評価の対象とすることとしております。昨年度におけるEBITDAの実績は12,480百万円であります。

業績連動報酬 = EBITDA × 0.01% × 各取締役のポイント

(iii) 非金銭報酬等の内容、額もしくは数又は算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等としては、譲渡制限付株式報酬を設定し、その数量等の決定方法については、以下のとおりとすることとしております。

譲渡制限付株式報酬については、各取締役の基本報酬を基準とした総合的な評価結果に応じて、退任までの譲渡制限を付した当社普通株式の交付を受けるものとしております。なお、当社普通株式の交付方法は、金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権と引き換えに、退任までの譲渡制限を付した当社普通株式の交付を受ける方法と、対象

取締役が無償で退任までの譲渡制限を付した当社普通株式の交付を受ける方法のいずれかを選択するものとしております。

具体的には、取締役に対し付与する株式数は、基本報酬の金額を基準に算出した譲渡制限付株式報酬の基準額を、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、取締役に特に有利とならない範囲において取締役会で決定された金額で除した株式数（年50,000株以内）を付与することとします。

なお、特別な事情がある時は調整する場合があります。

ただし、本交付株式は、退任時までの譲渡制限が付されており、役職員等の地位（注1）を退任又は退職した時に譲渡制限が解除されます。

また、当該事業年度に係る計算書類の内容が定時株主総会へ報告される日までに、死亡その他取締役会が正当と認める事由により役職員等の地位を退任又は退職した時は、当該事業年度における在任期間に応じた定められた「在任期間係数」（注2）を当該取締役に交付した株式数に乗じた株式数に当該退任日の東京証券取引所における当社株式の終値を乗じた額の金銭を支給するか、又は「在任期間係数」（注2）を当該取締役に交付した株式数に乗じた株式数を交付することとしております。

（注1） 当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準じる地位をいいます。

（注2） 在任期間係数は、役職員等の地位を退任又は退職するまでの期間に応じた数値とすることとしております。

（iv）上記（i）、（ii）、（iii）の割合（構成比率）

基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬が個人別の報酬等の額において、50：10：40の比率となることを目安としつつ、役位・職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案して業績向上へのインセンティブを高めるために適切な割合を決定することとしております。

（c）取締役の報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

取締役の報酬等の決定過程については、当該事業年度の報酬について、その事業年度中の12月に取締役会にて決議を行うこととしております。基本報酬については毎月固定額を支払うこととしております。業績連動報酬については、定時株主総会で報告された内容を基準として算出し、毎月の

報酬として支払うこととしております。譲渡制限付株式報酬については、定時株主総会で報告された内容を基準に算出し、定時株主総会后に支給することとしております。

(d) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

(i) 委任を受ける者の氏名又は当該会社での地位・担当

代表取締役CEO 柴原 慶一

(ii) 委任する権限の内容

① (b) (i) の個人別の金額の決定

② (b) (ii) の各取締役のポイントの決定

③ (b) (iii) の各取締役の総合的な評価の決定

(iii) 権限の適切な行使のための措置がある場合はその内容

代表取締役及び社外取締役を構成員とする諮問機関である指名報酬委員会において、報酬水準等審議を実施し、その結果を取締役会に答申として提出し、当該答申を踏まえ取締役会において議論の上、当該答申を尊重することを条件に、代表取締役に委任しております。その後、当該答申内容を勘案した上で、代表取締役による金額の決定を行っております。なお、代表取締役にこの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰する立場にあり、取締役の個人別報酬の内容を決定するには当該代表取締役が適していると判断したためであります。

(e) 報酬等の内容の決定方法 ((c) の事項を除く)

該当するものはございません。

(f) その他個人別の報酬等の内容の決定に関する重要な事項

該当するものはございません。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		金銭報酬		非金銭報酬等	
		基本報酬	業績連動報酬等		
取締役 （うち社外取締役）	88 (28)	58 (28)	6 (-)	24 (-)	5 (3)
監査役 （うち社外監査役）	16 (16)	16 (16)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 （うち社外役員）	104 (44)	74 (44)	6 (-)	24 (-)	9 (7)

(注) 株主総会の決議等による定めは以下のとおりです。

- ・ 2023年12月22日開催の定時株主総会において、取締役の報酬等の総額は、年額250百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役3名）でございます。また、金銭報酬とは別枠で、同株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬枠は、年間50千株以内、その報酬の総額は年額150百万円以内と決議いただいております。
- ・ 2019年2月15日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬等の総額は、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役3名）でございます。
- ・ 上表には、2024年12月20日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・ 取締役牛込伸隆氏は、東京窯業株式会社、明智セラミックス株式会社、株式会社ユーセラミック、株式会社水野セラミックス及び豊栄興業株式会社の代表取締役社長、TYKアメリカINC. の代表取締役会長、中部鋼鉄株式会社の社外取締役であります。なお、当社はこれらの会社との商取引関係はありません。

・ 取締役山田剛史氏は、株式会社Link-U Technologiesの取締役 CT0 であります。なお、当社は株式会社Link-U Technologiesとの商取引関係はありません。

・ 取締役本多則恵氏は、一般社団法人LGBT法連合会の相談役、一般社団法人成年後見普及協会、日本司法支援センターの理事、飯田グループホールディングス株式会社の社外取締役であります。なお、当社はこれらの法人及び会社との商取引関係はありません。

・ 監査役菅原貴弘氏は、株式会社エルテス、株式会社エルテスキャピタルの代表取締役、株式会社JAPANDX、株式会社AIKの取締役、gooddaysホールディングス株式会社、株式会社NextNinjaの社外取締役であります。なお、当社はこれらの会社との商取引関係はありません。

・ 監査役阿部信一郎氏は、霞ヶ関国際法律事務所の弁護士、中央大学法科大学院、国士舘大学法学研究科の客員教授であります。なお当社はこれらの団体及び法人との商取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
取締役	牛込 伸隆	24/24回 (100%)	—	東証スタンダード上場企業の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、事業経営や事業戦略の視点などから経営全般にわたり様々な発言を行っています。
取締役	山田 剛史	24/24回 (100%)	—	東証プライム上場企業の取締役CTO並びに創業者の1人として、企業経営全般に関する豊富な経験と深い見識及びIT企業の経営経験を有しており、事業経営や事業戦略の視点などから経営全般にわたり様々な発言を行っています。
取締役	本多 則恵	24/24回 (100%)	—	厚生労働省において労働分野を中心に活躍した経験に基づく法制度を含む労働分野全般における豊富な知見を有しており、事業経営や事業戦略の視点などから経営全般にわたり様々な発言を行っています。
監査役	荒井 亮二	24/24回 (100%)	13/13回 (100%)	金融業界における豊富な経験と知見を有しており、専門的見地から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	菅原 貴弘	23/24回 (96%)	12/13回 (92%)	東証グロース上場企業の創業者であり、企業経営者及びIT企業経営者として、豊富な経験と幅広い知見を有しており、事業経営や事業戦略の視点などから意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	阿部 信一郎	19/19回 (100%)	10/10回 (100%)	弁護士として、企業法務における豊富な経験と知見を有しており、専門的見地から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第42条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	125 百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	125 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、監査法人との定期的な意見交換、情報の交換を通して過年度の監査計画と実績の状況を確認し、会計監査人から提示された報酬額の見積もり妥当性を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 体制整備について

下記の体制整備をしております。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 社員行動規範を制定し、企業倫理、法令遵守の周知徹底を図る。
 - (b) 最新の法令改正の内容等を踏まえ、社内規程を適時にメンテナンスする。
 - (c) 当社グループ全体の法令遵守体制を統括・指導する部署として事業サポート部を設置し、当社事業に関連する法令の調査研究、遵守徹底等に取り組む。
 - (d) 社長直轄の内部監査室を設置、独立した立場から業務プロセス全般をチェックし、監査にあたっては監査法人、監査役と適切に連携する。
 - (e) 法令違反行為の早期発見のため、内部通報制度運用規程による通報窓口を設置する。
 - (f) 反社会的勢力との関係は、法令違反につながるものであるため、反社会的勢力対策規程等に基づき、一切の関係を遮断する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役会議事録、稟議書、会計帳簿等の取締役の職務執行に係る重要な記録を、法令及び文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体により定められた期間、保存・管理する。
 - (b) 取締役及び監査役は常時これら文書を閲覧できるようにする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 企業価値を高める努力とともに、当社の持続的発展を脅かすあらゆるリスク（コンプライアンス問題、品質問題、情報セキュリティ問題等）を予見し、それらを適切に評価した上で、優先度をつけリスク管理体制を整備する。

- (b) リスク管理規程、法令遵守管理規程、情報システム管理規程、経営危機管理規程等に基づき、管理本部長、リスク管理委員会、対策本部、取締役会がリスク管理体制を構築する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 定例取締役会の月1回開催のほか、機動的な意思決定のため臨時取締役会を開催する。
 - (b) 取締役会のもとに経営会議を設置、取締役会付議事項の事前協議等を行い、意思決定を効率化する。
 - (c) 職務権限規程に基づく権限委譲により、事業運営に関する意思決定を迅速化する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 経営理念を当社グループ全体で共有し、企業価値の向上、業務の適正確保を進める。
 - (b) 子会社は、グループ会社管理規程に定められた報告・承認事項について、定期的に本社に報告する。
 - (c) 当社内部監査室が子会社を往査し、監査結果を代表取締役に報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助する社員を置くことを求めた場合での当該社員にかかる体制
- 監査役の職務を補助する社員を必要に応じ確保し、当該社員の指揮権については取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- 取締役及び部長等は、各監査役の要請に応じ、その職務の執行状況等に関する報告及び情報提供を行う。報告及び情報提供は、四半期毎等の頻度で定期に行うほか、監査役からの要望に従い随時でも行う。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 代表取締役及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換する。
 - (b) 監査役は、取締役会、経営会議等重要な会議全てに出席、必要な情報を得る。
 - (c) 監査役会は監査法人から定期的に監査結果の報告を受け、監査の有効性を高める。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性確保のため、金融商品取引法に基づく当社グループとしての諸規程を整備、財務報告にかかる内部統制の有効かつ効率的な整備・運用・評価を行う。内部統制の整備・運用は各拠点においても実施し、評価は内部監査室が主にこれを行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- (a) 取締役会は24回開催されております。また、社内規程などは随時見直しを行い、更新するとともに、その内容を周知し、常時確認できるようにしております。
- (b) 監査役会は13回開催され、全員が社外監査役により構成されております。
監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに取締役、内部監査室との間で意見交換を行っております。
- (c) 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益配分を重要な経営課題として捉え、医心館事業及びその周辺領域への事業展開と経営基盤の強化を図るための内部留保資金を確保しつつ、安定的な株主配当を基本とし、市場環境、規制動向、財務健全性等を総合的に勘案し、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めておりますが、期末配当は原則として株主総会の決議によることとしております。また、期末配当の基準日は毎事業年度末日、中間配当の基準日は毎年3月31日とし、このほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり4円を予定しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、特段の注記がない限り表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    | 科 目               | 金 額    |
|-----------------|--------|-------------------|--------|
| ( 資 産 の 部 )     |        | ( 負 債 の 部 )       |        |
| 流 動 資 産         | 21,738 | 流 動 負 債           | 19,444 |
| 現金及び預金          | 10,833 | 買掛金               | 149    |
| 売掛金             | 9,191  | 短期借入金             | 7,699  |
| 棚卸資産            | 30     | 1年内返済予定の長期借入金     | 4,763  |
| その他の貸倒引当金       | 1,855  | リース債務             | 202    |
| 固 定 資 産         | 62,208 | 未払金及び未払費用         | 3,748  |
| 有形固定資産          | 57,165 | 未払法人税等            | 433    |
| 建物及び構築物         | 43,979 | 賞与引当金             | 1,310  |
| 機械装置及び運搬具       | 4      | その他の負債            | 1,137  |
| 工具、器具及び備品       | 202    | 固 定 負 債           | 28,369 |
| リース資産           | 7,914  | 長期借入金             | 19,277 |
| 土地              | 2,471  | リース債務             | 8,210  |
| 建設仮勘定           | 2,592  | 訴訟損失引当金           | 11     |
| 無 形 固 定 資 産     | 185    | 資産除去債務            | 639    |
| その他の無形資産        | 185    | 退職給付に係る負債         | 66     |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 4,857  | その他の負債            | 164    |
| 敷金及び保証金         | 3,570  | 負 債 合 計           | 47,814 |
| 繰延税金資産          | 851    | ( 純 資 産 の 部 )     |        |
| その他の投資資産        | 436    | 株 主 資 本           | 36,145 |
|                 |        | 資本金               | 66     |
|                 |        | 資本剰余金             | 11,641 |
|                 |        | 利益剰余金             | 25,187 |
|                 |        | 自己株式              | △750   |
|                 |        | その他の包括利益累計額       | △12    |
|                 |        | 退職給付に係る調整累計額      | △12    |
|                 |        | 純 資 産 合 計         | 36,132 |
| 資 産 合 計         | 83,947 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 83,947 |



連 結 損 益 計 算 書

(2024年10月1日から  
2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |        |
|-----------------|-------|--------|
| 売上高             |       | 49,174 |
| 売上原価            |       | 34,385 |
| 売上総利益           |       | 14,789 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 8,626  |
| 営業利益            |       | 6,162  |
| 営業外収益           |       |        |
| 補助金収入           | 500   |        |
| 償却債権取立益         | 2     |        |
| 出資金売却益          | 149   |        |
| 雑収入             | 109   | 761    |
| 営業外費用           |       |        |
| 支払利息            | 563   |        |
| 雑損失             | 16    | 580    |
| 経常利益            |       | 6,343  |
| 特別利益            |       |        |
| 受取保険金           | 50    | 50     |
| 特別損失            |       |        |
| 特別調査費用等         | 650   |        |
| 訴訟損失引当金繰入額      | 11    |        |
| その他             | 46    | 708    |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 5,685  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 2,077 |        |
| 法人税等調整額         | △51   | 2,025  |
| 当期純利益           |       | 3,660  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | —      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 3,660  |

連結株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から  
2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株主資本 |        |        |      |        |
|-------------------------------|------|--------|--------|------|--------|
|                               | 資本金  | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                     | 65   | 11,701 | 21,918 | △472 | 33,212 |
| 当 期 変 動 額                     |      |        |        |      |        |
| 剰 余 金 の 配 当                   |      |        | △391   |      | △391   |
| 新 株 の 発 行                     | 1    | 1      |        |      | 3      |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |      |        | 3,660  |      | 3,660  |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |      |        |        | △389 | △389   |
| 譲渡制限付株式報酬                     |      | △61    |        | 110  | 49     |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純 額) |      |        |        |      |        |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | 1    | △59    | 3,268  | △278 | 2,932  |
| 当 期 末 残 高                     | 66   | 11,641 | 25,187 | △750 | 36,145 |

|                               | その他の包括利益累計額      |                   | 純資産合計  |
|-------------------------------|------------------|-------------------|--------|
|                               | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利<br>益累計額合計 |        |
| 当 期 首 残 高                     | △0               | △0                | 33,212 |
| 当 期 変 動 額                     |                  |                   |        |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                  |                   | △391   |
| 新 株 の 発 行                     |                  |                   | 3      |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |                  |                   | 3,660  |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                  |                   | △389   |
| 譲渡制限付株式報酬                     |                  |                   | 49     |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純 額) | △12              | △12               | △12    |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | △12              | △12               | 2,920  |
| 当 期 末 残 高                     | △12              | △12               | 36,132 |

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 連結子会社の数  | 3社                               |
| 連結子会社の名称 | 株式会社アンビス<br>株式会社明日の医療<br>株式会社ミドリ |

##### (2) 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、当社は株式会社ミドリの全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当する会社はありません。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。ただし、2013年9月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 2～47年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～6年  |
| 工具、器具及び備品 | 2～17年 |

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|               |                  |
|---------------|------------------|
| ソフトウェア（自社利用分） | 5年（社内における利用可能期間） |
| その他           | 6～15年            |

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (2) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、従業員に対する賞与の支給見込額及び会社負担法定福利費のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③ 訴訟損失引当金

係争中の訴訟等に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、当連結会計年度末において必要と認められる金額を計上しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

なお、当社は退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、医心館事業の単一セグメントであり、医療依存度が高い方に対して有機複合的に訪問看護、訪問介護等のサービス提供を行っております。当該サービスは、顧客との契約に基づき役務を提供する一定期間にわたり充足される履行義務であり、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有していることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第19項に従って、主として医療保険における診療報酬額、介護保険における介護報酬額等の当社グループが請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

なお、履行義務の対価は、履行義務を充足してから主に2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、取引価格は顧客との契約価格に基づいており、変動対価や値引き等はありません。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税は、固定資産に係る部分を除いて発生時に販売費及び一般管理費に計上しております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税は個々の固定資産の取得原

価に算入し、固定資産の耐用年数にわたって償却を行っております。

#### 固定資産の減損

事業所用資産については、各事業所を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングし、減損損失の兆候の判定、認識及び測定を行っております。遊休資産については、該当ありません。

### 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

#### 1. 医療支援事業における営業貸付金に対する貸倒引当金の見積り

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結貸借対照表のその他の流動資産1,855百万円のうち、営業貸付金及びファクタリング債権として計上されている貸倒懸念債権1,169百万円に対して、貸倒引当金を144百万円計上しております。

##### (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

債権の貸倒れによる損失に備えるため、営業債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分し、貸倒懸念債権については財務内容評価法により貸倒見積高を算定し、貸倒引当金を計上しております。

債権区分の決定は、融資先の財政状態・経営成績、資金援助要請や支払条件変更要請等の信用懸念事由を総合的に勘案して行っております。貸倒見積高は、担保の処分見込額に加え、債務超過の程度その他の信用懸念事由を踏まえて算定しております。

これらの判断には、融資先の財務状況や担保評価の変動等に左右される不確実性を伴っており、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 会計方針の変更に関する注記

#### 1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改

正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

### 連結貸借対照表に関する注記

#### 1. 担保資産及び担保付債務

##### (1) 担保に供している資産

|         |           |
|---------|-----------|
| 建物及び構築物 | 40,092百万円 |
| 土地      | 1,918百万円  |
| 計       | 42,010百万円 |

##### (2) 担保に係る債務

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 長期借入金<br>(1年内返済予定を含む。) | 24,041百万円 |
|------------------------|-----------|

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

|           |          |
|-----------|----------|
| 建物及び構築物   | 6,069百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 4百万円     |
| 工具、器具及び備品 | 305百万円   |
| リース資産     | 1,193百万円 |
| 計         | 7,572百万円 |

### 連結損益計算書に関する注記

#### 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「収益認識に関する注記」に記載しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計<br>年度末株式数 |
|---------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式   |                  |                  |                  |                 |
| 普通株式(株) | 98,112,000       | —                | —                | 98,112,000      |
| 自己株式    |                  |                  |                  |                 |
| 普通株式(株) | 252,856          | 409,401          | 84,100           | 578,157         |

- (注1) 自己株式の普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。
- |                         |          |
|-------------------------|----------|
| 単元未満株式の買取による増加          | 101株     |
| 譲渡制限付株式の無償取得による増加       | 9,300株   |
| 取締役会の決議に基づく自己株式の取得に伴う増加 | 400,000株 |
- (注2) 自己株式の普通株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。
- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| 譲渡制限付株式報酬による自己株式の付与による減少 | 84,100株 |
|--------------------------|---------|

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                    | 株式の<br>種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
| 2024年12月20日<br>定時株主総会 | 普通株式      | 391             | 4.00            | 2024年9月30日 | 2024年12月23日 |

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定                  | 株式の<br>種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-----------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
| 2025年12月19日<br>定時株主総会 | 普通株式      | 利益剰余金 | 390             | 4.00            | 2025年9月30日 | 2025年12月22日 |

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- |      |         |
|------|---------|
| 普通株式 | 14,400株 |
|------|---------|

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に匠心館事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。余剰資金の運用については、短期運用は預金等、長期運用は安全性の高い金融資産に限定して運用しております。投資の判断は安全性（元金や利子の支払に対する確実性）、流動性（換金の制約や換金の容易性）、収益性（利



息、配当等の収益)を考慮して行っております。信用取引・デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金のうち利用者負担分については、利用者の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は主に医心館事業に係る賃貸借契約に伴い差し入れたものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、概ね1か月以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に事業所開設を目的としたものであり、償還日は連結決算日後最長で30年後であります。借入金の一部は金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権、敷金及び保証金について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うことでリスク低減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|               | 連結貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 時 価<br>(百万円) | 差 額<br>(百万円) |
|---------------|-------------------------|--------------|--------------|
| (1) 敷金及び保証金   | 3,570                   | 3,466        | △103         |
| 資産計           | 3,570                   | 3,466        | △103         |
| (1) 長期借入金(※2) | 24,041                  | 24,595       | 553          |
| (2) リース債務(※2) | 8,412                   | 7,696        | △715         |
| 負債計           | 32,454                  | 32,292       | △162         |

(※1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金及び未払費用、短期借入金、未払法人税等については、現金及び短期に決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。



(※2)長期借入金、リース債務には、1年内返済予定分を含んでおります。

(注1)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|         | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|---------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金及び預金  | 10,833        | —                    | —                     | —             |
| 売掛金     | 9,191         | —                    | —                     | —             |
| 敷金及び保証金 | 16            | 2                    | 9                     | 3,541         |
| 合 計     | 20,040        | 2                    | 9                     | 3,541         |

(注2)短期借入金、長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>2年以内<br>(百万円) | 2年超<br>3年以内<br>(百万円) | 3年超<br>4年以内<br>(百万円) | 4年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>(百万円) |
|-------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 短期借入金 | 7,699         | —                    | —                    | —                    | —                    | —            |
| 長期借入金 | 4,763         | 4,787                | 5,585                | 3,918                | 3,203                | 1,783        |
| リース債務 | 202           | 209                  | 216                  | 215                  | 217                  | 7,351        |
| 合計    | 12,665        | 4,996                | 5,801                | 4,133                | 3,420                | 9,134        |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分                     | 時価（百万円） |        |      |        |
|------------------------|---------|--------|------|--------|
|                        | レベル1    | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 敷金及び保証金                | —       | 3,466  | —    | 3,466  |
| 資産計                    | —       | 3,466  | —    | 3,466  |
| 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む） | —       | 24,595 | —    | 24,595 |
| リース債務（1年内返済予定のリース債務含む） | —       | 7,696  | —    | 7,696  |
| 負債計                    | —       | 32,292 | —    | 32,292 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）、リース債務（1年内返済予定のリース債務含む）

元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

**収益認識に関する注記**

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、医心館事業の単一セグメントであり、日本国内で展開している医心館において医療依存度が高い方に対して有機複合的に訪問看護、訪問介護等のサービスを提供するホスピス事業を営んでおります。また、医心館事業の収益は、これらサービスの提供を通じて収受する医療保険報酬＋介護保険報酬＋入居者から収受する家賃、管理費、食費等の保険適用外売上による三階建構造になっていますが、その大部分は医療保険報酬及び介護保険報酬といった保険報酬で構成されています。

このため、当社グループの顧客との契約から生じる収益は、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に重要な影響を及ぼす要因はありません。

なお、当社グループの売上高には、顧客との契約から生じる収益（当連結会計年度は49,123百万円）が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）3. 会計方針に関する事項

（５）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

- ３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（１）契約資産及び契約負債の残高等

|               | 当連結会計年度期首 | 当連結会計年度末 |
|---------------|-----------|----------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 8,452百万円  | 9,191百万円 |
| 契約資産          | －百万円      | －百万円     |
| 契約負債          | 15百万円     | 16百万円    |

（注）当社グループでは、顧客からの前受金に対して契約負債を計上しており、契約に基づいた履行義務を充足した時点で収益へ振り替えています。契約負債は、主に訪問看護、訪問介護等のサービス提供取引に関する履行義務の充足前に顧客から受領した対価であり、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれています。なお、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの提供するサービスは、提供した訪問看護、訪問介護サービスに基づき算定される診療報酬額や介護報酬額に基づき請求する契約が主であり、当初に予定される顧客との契約期間が１年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 追加情報

１．診療報酬の請求に関する特別調査について

当社は、2025年３月23日において当社が不正に診療報酬の請求を行ったとみられるとする報道を受け、指摘された内容の事実関係及び経緯などの調査を目的として2025年３月27日に特別調査委員会を設置し、同年８月８日において調査報告書を受領いたしました。

当該調査の結果、一部不十分であると認定された請求について、過年度の連結計算書類に与える影響は僅少であることから、過年度の決算訂正は行っておりません。

## 1 株当たり情報に関する注記

|             | 当連結会計年度 |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 370.46円 |
| 1 株当たり当期純利益 | 37.52円  |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額    | 科 目               | 金 額    |
|-------------------|--------|-------------------|--------|
| ( 資 産 の 部 )       |        | ( 負 債 の 部 )       |        |
| 流 動 資 産           | 5,623  | 流 動 負 債           | 16,909 |
| 現 金 及 び 預 金       | 2,370  | 短 期 借 入 金         | 4,699  |
| 関 係 会 社 未 収 入 金   | 891    | 1 年 内 返 済 予 定 の   | 4,763  |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金 | 2,030  | 長 期 借 入 金         | 6,800  |
| そ の 他             | 331    | 関 係 会 社 短 期 借 入 金 | 391    |
| 固 定 資 産           | 52,160 | 未 払 金 及 び 未 払 費 用 | 50     |
| 有 形 固 定 資 産       | 48,742 | 関 係 会 社 未 払 金     | 47     |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 43,658 | 未 払 法 人 税 等       | 29     |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 2      | 預 り 金             | 26     |
| 工 具、器 具 及 び 備 品   | 9      | 賞 与 引 当 金         | 101    |
| リ ー ス 資 産         | 7      | そ の 他             | 19,918 |
| 土 地               | 2,471  | 固 定 負 債           | 19,277 |
| 建 設 仮 勘 定         | 2,592  | 長 期 借 入 金         | 0      |
| 無 形 固 定 資 産       | 76     | 退 職 給 付 引 当 金     | 634    |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 2      | 資 産 除 去 債 務       | 5      |
| そ の 他             | 74     | そ の 他             |        |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 3,341  | 負 債 合 計           | 36,827 |
| 関 係 会 社 株 式       | 192    | ( 純 資 産 の 部 )     |        |
| 繰 延 税 金 資 産       | 91     | 株 主 資 本           | 20,956 |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 2,923  | 資 本 本 金           | 66     |
| そ の 他             | 133    | 資 本 剰 余 金         | 11,641 |
|                   |        | 資 本 準 備 金         | 5,859  |
|                   |        | そ の 他 資 本 剰 余 金   | 5,781  |
|                   |        | 利 益 剰 余 金         | 9,998  |
|                   |        | そ の 他 利 益 剰 余 金   | 9,998  |
|                   |        | 繰 越 利 益 剰 余 金     | 9,998  |
|                   |        | 自 己 株 式           | △750   |
|                   |        | 純 資 産 合 計         | 20,956 |
| 資 産 合 計           | 57,783 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 57,783 |

# 損 益 計 算 書

(2024年10月1日から  
2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   |  |  |     | 金 額 |       |
|-----------------------|--|--|-----|-----|-------|
| 営 業 収 益               |  |  |     |     | 8,248 |
| 営 業 原 価               |  |  |     |     | 3,843 |
| 営 業 総 利 益             |  |  |     |     | 4,405 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |  |  |     |     | 2,018 |
| 営 業 利 益               |  |  |     |     | 2,387 |
| 営 業 外 収 益             |  |  |     |     |       |
| 受 取 利 息               |  |  | 10  |     |       |
| 補 助 金 収 入             |  |  | 111 |     |       |
| 雑 収 入                 |  |  | 4   |     |       |
| 受 取 補 償 金             |  |  | 30  |     | 155   |
| 営 業 外 費 用             |  |  |     |     |       |
| 支 払 利 息               |  |  | 254 |     |       |
| 雑 損 失                 |  |  | 9   |     | 263   |
| 経 常 利 益               |  |  |     |     | 2,279 |
| 特 別 利 益               |  |  |     |     |       |
| 受 取 保 険 金             |  |  | 50  |     | 50    |
| 特 別 損 失               |  |  |     |     |       |
| 事 業 譲 渡 損             |  |  | 45  |     |       |
| 特 別 調 査 費 用 等         |  |  | 85  |     | 131   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |  |  |     |     | 2,198 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |  |  | 92  |     |       |
| 法 人 税 等 調 整 額         |  |  | △37 |     | 55    |
| 当 期 純 利 益             |  |  |     |     | 2,142 |

# 株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から  
2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

|               | 株主資本 |       |              |             |                             |          |            | 純資産<br>合計 |
|---------------|------|-------|--------------|-------------|-----------------------------|----------|------------|-----------|
|               | 資本金  | 資本剰余金 |              |             | 利益剰余金                       | 自己<br>株式 | 株主資本<br>合計 |           |
|               |      | 資本準備金 | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 |          |            |           |
| 当 期 首 残 高     | 65   | 5,858 | 5,843        | 11,701      | 8,246                       | △472     | 19,540     | 19,540    |
| 当 期 変 動 額     |      |       |              |             |                             |          |            |           |
| 剰 余 金 の 配 当   |      |       |              |             | △391                        |          | △391       | △391      |
| 新 株 の 発 行     | 1    | 1     |              | 1           |                             |          | 3          | 3         |
| 当 期 純 利 益     |      |       |              |             | 2,142                       |          | 2,142      | 2,142     |
| 自 己 株 式 の 取 得 |      |       |              |             |                             | △389     | △389       | △389      |
| 譲渡制限付株式報酬     |      |       | △61          | △61         |                             | 110      | 49         | 49        |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 1    | 1     | △61          | △59         | 1,751                       | △278     | 1,415      | 1,415     |
| 当 期 末 残 高     | 66   | 5,859 | 5,781        | 11,641      | 9,998                       | △750     | 20,956     | 20,956    |

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年10月3日以降に取得した建物及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～47年

機械装置及び運搬具 5年

工具、器具及び備品 2～15年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社使用分） 5年（社内における利用可能期間）

その他 6～15年

#### 3. 引当金の計上基準

##### 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、従業員に対する賞与の支給見込額及び会社負担法定福利費のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

##### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。



#### 4. 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社の収益は、主に連結子会社からの経営指導料、不動産賃料及び受取配当金であります。経営指導料については、経営管理サービスを提供することで履行義務が充足されるため、当該時点において、契約時に定めた金額で一定の期間にわたって収益を認識しております。また、不動産賃料については、賃貸借契約に基づく賃貸料発生時に収益として認識しております。加えて、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

控除対象外消費税は、固定資産に係る部分を除いて発生時に販売費及び一般管理費に計上しております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税は個々の固定資産の取得原価に算入し、固定資産の耐用年数にわたって償却を行っております。

##### 固定資産の減損

事業用資産については、全社を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングし、減損損失の兆候の判定、認識及び測定を行っております。遊休資産については、該当ありません。

#### 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

##### 1. 関係会社短期貸付金に対する貸倒引当金の見積り

###### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表に計上されている関係会社短期貸付金2,030百万円に対して、当事業年度末時点において貸倒引当金は計上しておりません。

###### (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社短期貸付金の回収可能性は、各関係会社の財政状態及び経営成績等を総合的に勘案して評価し、その結果に基づいて貸倒引当金の計上要否を判断しております。

なお、当該子会社の財政状態は、連結ベースで把握される他の債権の回収状況など、事業環境の変動の影響を受ける可能性があり、その結果として当社の関係会社短期貸付金の回収可能性が変動するリスクがあります。

評価に使用した主な仮定は、各関係会社の事業計画の実現可能性や将来の収益見通しであり、外部環境や内部で把握している情報、過去の実績等を踏まえております。これらの仮定は現時点で合理的であると判断しており、当事業年度末の貸付金残高は妥当と

考えております。これらの仮定には不確実性があり、関係会社の事業環境や事業計画の進捗等が想定と異なる場合には、今後貸倒引当金の計上が必要となる可能性があります。

## 会計方針の変更に関する注記

### 1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保資産及び担保付債務

#### (1) 担保に供している資産

|         |           |
|---------|-----------|
| 建物及び構築物 | 40,092百万円 |
| 土地      | 1,918百万円  |
| 計       | 42,010百万円 |

#### (2) 担保に係る債務

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 長期借入金<br>(1年内返済予定を含む。) | 24,041百万円 |
|------------------------|-----------|

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

|           |          |
|-----------|----------|
| 建物及び構築物   | 5,979百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 3百万円     |
| 工具、器具及び備品 | 25百万円    |
| リース資産     | 3百万円     |
| 計         | 6,012百万円 |

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 営業取引による取引高（収入分）   | 8,240百万円 |
| 営業取引による取引高（支出分）   | 48百万円    |
| 営業取引以外による取引高（収入分） | 6百万円     |
| 営業取引以外による取引高（支出分） | 9百万円     |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 578,157株 |
|------|----------|

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|          |        |
|----------|--------|
| 繰延税金資産   |        |
| 未払事業税    | 4百万円   |
| 賞与引当金    | 9百万円   |
| 資産除去債務   | 224百万円 |
| その他      | 64百万円  |
| 繰延税金資産小計 | 303百万円 |
| 評価性引当額   | 0百万円   |
| 繰延税金資産合計 | 302百万円 |

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 繰延税金負債          |        |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 197百万円 |
| 会計方針の変更による影響額   | 13百万円  |
| 繰延税金負債合計        | 210百万円 |
| 繰延税金資産純額        | 91百万円  |

### 2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）に与える影響額は軽微であります。

# 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

| 種 類 | 会社等の名称   | 議決権等の所有割合 | 関連当事者との関係                                                              | 取引の内容                    | 取引金額<br>(注 6) | 科 目           | 期末残高<br>(注 6) |
|-----|----------|-----------|------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 子会社 | (株)アンピス  | 100.0%    | 経営管理<br>不動産の貸付<br>出向者の受入<br>従業員の出向<br>配当の受取<br>債務被保証<br>役員の兼任<br>資金の借入 | 経営指導料<br>(注 1)           | 1,971         | 関係会社<br>未収入金  | 878           |
|     |          |           |                                                                        | 不動産賃貸料<br>(注 2)          | 4,269         |               |               |
|     |          |           |                                                                        | 出向者人件費支払<br>(注 3)        | 131           |               |               |
|     |          |           |                                                                        | 出向者人件費受取<br>(注 3)        | 19            | 関係会社<br>未払金   | 50            |
|     |          |           |                                                                        | 利息の支払<br>(注 5)           | 9             |               |               |
|     |          |           |                                                                        | 資金の借入<br>(注 5)           | 2,500         | 関係会社<br>短期借入金 | 6,800         |
|     |          |           |                                                                        | 配当の受取                    | 2,000         | —             | —             |
|     |          |           |                                                                        | 当社銀行借入に対する債務被保証<br>(注 4) | 18,027        |               |               |
| 子会社 | (株)明日の医療 | 100.0%    | 資金の貸付<br>従業員の出向<br>役員の兼任                                               | 出向者人件費受取<br>(注 3)        | 63            | 関係会社<br>未収入金  | 12            |
|     |          |           |                                                                        | 利息の受取<br>(注 5)           | 5             |               |               |
|     |          |           |                                                                        | 資金の貸付<br>(注 5)           | 1,000         | 関係会社<br>短期貸付金 | 2,000         |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 経営指導料は契約をもとに決定しております。

(注 2) 不動産賃貸料は契約をもとに決定しております。

(注 3) 出向者に対する人件費の支払及び受取は契約をもとに決定しております。

(注 4) 当社は、銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(注 5) 資金の融通の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注 6) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針に係る事項に関する注記）4．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

|             | 当事業年度   |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 214.86円 |
| 1 株当たり当期純利益 | 21.97円  |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月14日

株式会社アンビスホールディングス  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 新 田 將 貴 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 八 木 正 憲 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第44条第4項の規定に基づき、株式会社アンビスホールディングスの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アンビスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月14日

株式会社アンビスホールディングス  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 新 田 將 貴 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 八 木 正 憲 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アンビスホールディングスの2024年10月1日から2025年9月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月17日

株式会社アンビスホールディングス 監査役会

|         |       |   |
|---------|-------|---|
| 常勤社外監査役 | 荒井亮二  | ㊞ |
| 社外監査役   | 菅原貴弘  | ㊞ |
| 社外監査役   | 阿部信一郎 | ㊞ |

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区日本橋二丁目7番1号  
東京日本橋タワー4階 RoomD・E ベルサール東京日本橋  
※本年より会場が変更となっておりますので、ご注意ください  
いますようお願い申し上げます。



交通のご案内 「日本橋駅」 B 6 出口直結（銀座線・東西線・浅草線）  
「三越前駅」 B 6 出口徒歩3分（銀座線・半蔵門線）  
「東京駅」 八重洲北口徒歩6分（JR線）